

(電子メール施行)
高 第 2032 - 1 号
平成23年 3月14日

関係市町介護保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

「東北地方太平洋沖地震」により被災した要介護者等への対応について (通知)

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災した要介護者等について、厚生労働省関係課長から、別添のとおり社会福祉施設等での受け入れに係る留意事項及び特例措置等についての通知がありました。

当該通知では、下記のとおり同地震により被災した要介護者等を通所系、短期入所系及び入所系サービス事業所で受け入れる場合、日常のサービス提供に支障の生じない範囲であれば、定員を超過して受け入れて差し支えないこととなっています。

つきましては、貴市町管内の通所系サービス・地域密着型サービス事業所に周知されるようお知らせします。

なお、介護保険施設及び短期入所系サービス事業所並びに関係団体へは、当課より別途通知するので、申し添えます。

記

- 1 通所系・短期入所系・入所系サービスにおいては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れた場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わず、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費を算定することができる。
- 2 災害等やむを得ない理由による定員超過について、県、保険者の指導の対象とならない。
- 3 担当ケアマネージャーと十分な連絡調整を図り、対応すること。

<p>【問い合わせ先】 兵庫県健康福祉部社会福祉局 高齢社会課介護事業者係・高年施設係 TEL:078 - 341 - 7711 内線 3107、2733、2950、2951 FAX:078 - 362 - 9470</p>
--

大

雇見総発0311第1号
社援総発0311第1号
障 企発0311第1号
老 総発0311第1号
平成23年3月11日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部局 御中

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課長



社会・援護局総務課長



社会・援護局障害保健福祉部企画課長



老 健 局 総 務 課 長



東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応
及びこれに伴う特例措置等について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、現在多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者に対しては、福祉サービスの確保に努めて頂くとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、次のとおりですので、対応に万全を期すようお願い致します。

1 社会福祉施設等（保育所等の通所施設を含む。）での受け入れ

（1）広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、要介護高齢者や障害者等で福祉サービスを利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設に入所させる等、必要な福祉サービスを提供することが急務である。

このためには、

ア 避難所等に避難している要介護高齢者や障害者等について、福祉サービスが必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、早急に「ア」の調査を行うとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

（2）入所対象者について

ア サービスの提供は、広域的調整体制の下で行うこと。

受け入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、受け入れ元と同一の施設種別への調整、避難所及び在宅の者の受け入れについては、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

受け入れ期間については、避難生活の長期化が見込まれる場合には、広域的調整体制の下での再調整も必要であり、特に、種別の異なる施設での受け入れの場合には留意されたい。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設から職員の応援派遣を行うこと。

（3）入所対象外の要援護者について

ア 避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対しては、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を「福祉避難所」とし、これらの者の受け入れを行っても差し支えない。

イ 「社会福祉施設等」又は「介護老人保健施設」で入所対象外の要援護者を受け入れる場合には、施設の空きスペース等を「福祉避難所」として提供すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

また、ボランティアによる支援も併せて検討すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 社会福祉施設等での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等（保育所を含む。以下同じ。）の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費（運営費）支弁

措置等は継続されているものとして、措置費（運営費）は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費（運営費）支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費（運営費）支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費（運営費）単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

ただし、保育所の場合には、「保育単価」を「25日」で除した額に「その月の入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じた額（10円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1(2)ウについて、受け入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受け入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行って差し支えない。

イ 入所対象外の要援護者について

避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対して、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を災害救助法に基づく「福祉避難所」として提供する場合、都道府県（又は委任を受けた市町村）が認めた以下の経費については、「災害救助法」に基づき、費用支弁する。

- (ア) 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費
- (イ) 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用
- (ウ) 消耗品
- (エ) 食品の供与（高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。）に係る経費等

(2) (1)に掲げる「費用負担に係る特例措置等」により行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。

4 要援護高齢者及び要援護障害者等に係る対応については、「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）及び「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成23年3月11日付事務連絡）に留意されたい。

5 なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「災害応急対策に関する基本方針」が取りまとめられたので参考に送付する。

6 本通知は、現段階で考えられる要援護者への対応等について発出するものであり、今後の状況如何によっては、追加、補足等があり得る。